平成２９年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成２９年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成２９年１０月１７日（火）午後３時から午後５時

３　**開 催 場 所**　千葉市議会棟　３階　第２委員会室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（専門分科会長）、池田孝子委員、大木三雄委員、小野満佐子委員、大川優子委員、木村章委員、窪田典子委員、今田進委員、玉山トミ子委員、中溝明子委員、中村伸枝委員、室城順子委員、森智穂委員、山本政好委員

【事務局】

山田こども未来局長、佐々木こども未来部長、始関こども企画課長、木澤健全育成課長、宮葉こども家庭支援課長、内山幼保支援課長、鈴木幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、岡﨑幼保運営課長、五藤幼保運営課保育所指導担当課長、伊藤児童相談所長、山口児童相談所相談・虐待対策担当課長、髙木こども企画課課長補佐、三枝こども家庭支援課課長補佐、松永幼保運営課課長補佐

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）会長職務代理者の選任について

（２）千葉市こどもプランの平成２８年度進捗状況について

（３）教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について

（４）里親認定の適否について

報告事項　（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について

（２）緑町保育所及び大森保育所の建替えについて

（３）里親の辞退について

６　**議事の概要**

議題

（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長が会長職務代理者に秋葉委員を指名し、全員異議なく会長職務代理者と決定した。

（２）千葉市こどもプランの平成２８年度進捗状況について

事務局から、千葉市こどもプランの平成２８年度進捗状況についての説明があり、事務局案を了承として答申することを決定した。

（３）教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について

事務局から、教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について説明があり、了承された。

（４）里親の適否について【非公開】

事務局から、６件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

報告事項

（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について

事務局から千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について報告があり、了承された。

（２）緑町保育所及び大森保育所の建替えについて

事務局から緑町保育所及び大森保育所の建替えについてについて報告があり、了承された。

（３）里親の辞退について【非公開】

事務局から、１件の里親の辞退について報告があり、了承された。

７　会議の経過

髙木補佐：　予定の時刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課の髙木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、資料の確認をさせていただきます。

本日、机上に、次第、委員名簿、座席表、資料４教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について、資料５里親認定の適否について、資料６里親の辞退について、あと、千葉市こどもプ

ラン、それに対する御意見の記入用紙、千葉市こども未来応援プランを配付させていただいております。次第につきましては、議題が1件追加となりましたので、事前に送付したものを変更させていただいております。本日配付のものに差替えをお願いいたします。

また、資料１千葉市こどもプランの平成28年度進捗状況について、資料２千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について、資料３緑町保育所及び大森保育所の建替えについて（報告）は、事前に送付させていただいたものをご覧いただくようにお願いいたします。不足はございませんでしょうか。なお、資料５、６につきましては、会議終了後、回収させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

当会議の公開及び議事録の公表でございますが、里親及び里子に関する事項及び処遇検討部会の開催状況につきましては、平成12年11月の児童福祉専門分科会におきまして、原則非公開の決定をいただいております。これに従いまして、議題（４）里親認定の適否について、報告事項（３）里親の辞退についてに関しましては、非公開とさせていただきます。

また、本日は、過半数の委員の方に出席いただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告させていただきます。

なお、千葉市幼稚園協会会長の岸様から、遅れて出席される旨の御連絡をあらかじめいただいております。

ここで、今回、千葉市社会福祉審議会委員に変更がありましたので、新たに当分科会委員となられました方を御紹介させていただきます。お名前を読み上げさせていただきますので、恐縮でございますが、その場で一旦御起立いただきますようお願いいたします。

千葉市小中学校長学校運営協議会大巌寺小学校校長、窪田典子様。

窪田委員：　よろしくお願いいたします。

髙木補佐：　千葉家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官、室城順子様。

室城委員：　室城です。よろしくお願いいたします。

髙木補佐：　千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、森智穂様。

森　委員：　よろしくお願いいたします。

髙木補佐：　千葉労働局雇用環境・均等室雇用環境改善・均等推進監理官、山本政好様。

山本委員：　山本です。よろしくお願いします。

髙木補佐：　ありがとうございました。

なお、千葉市議会議員、秋葉忠雄様、千葉市民間保育園協議会会長、木村秀二様、千葉市小中学校長学校運営協議会川戸中学校校長、雑賀ますみ様は、本日欠席となっております。

なお、そのほかの委員の方の御紹介は、座席表の配付によりかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、こども未来局長の山田より、御挨拶を申し上げます。

山田局長：　皆さん、こんにちは。こども未来局の山田でございます。

本日は御多忙の中、また足元のお悪い中、児童福祉専門分科会にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより児童福祉を初め、市政各般にわたりまして御協力、御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

さて、今、選挙真っただ中でございまして、毎日のようにテレビで子どもの関係の待機児童問題、それと子育て支援の充実、教育の無償化、いじめの問題、さまざま出ておりますけれども、毎回、こういう話が出ていると思います。こういう施策が出てくると、北海道から沖縄までみんな同じ事業をやるわけです。それで結局、結果が出ているかといえば、余り出ていないというのがここ数十年だと思います。もうちょっと現場を見て、職員たちと話をして、子どもたちの顔色を見て、やっている現場の我々にもう少し権限をいただいて、我々の千葉市に合った施策を進めていきたいというのが本心でございます。

本日、議題が４点、報告事項３点、盛りだくさんではございますが、そういった面もお含みいただきまして、忌憚のない意見をいただければと思います。

最後に、皆様の御健勝を御祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

髙木補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　それでは、早速ですけれども、議題（１）の会長職務代理者の選任に入りたいと思います。会長職務代理者の選任方法について、事務局から説明をいただきたいと思います。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長職務代理者の選任方法について御説明させていただきます。

会長職務代理者は、条例第５条第４項の規定により、会長の指名となっております。

以上でございます。

中澤会長：　今の御説明によりますと、会長の指名ということになっているようです。

私としては、市議会、教育未来委員会の委員長である秋葉忠雄委員にその職をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。それでは、秋葉委員を会長職務代理者として決定いたします。

始関課長：　ありがとうございました。秋葉委員は、本日御欠席をいただいておりますが、御本人からは事前に承諾をいただいておりますので、そのように進めさせていただきます。

議題　（２）千葉市こどもプランの平成２８年度進捗状況について

中澤会長：　では、続きまして、議題（２）千葉市こどもプランの平成２８年度進捗状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

始関課長：　引き続いて、こども企画課、始関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私から、こどもプランの進捗状況につきまして御説明をさせていただきます。

初めに、新たな委員の方もいらっしゃいますので、千葉市こどもプランの概要につきまして御説明させていただきます。

資料１をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、別紙１千葉市こどもプランについてをご覧ください。

まず、（１）計画の概要でございます。計画策定の趣旨でございますが、

平成26年度まで、本市では、千葉市次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づきまして、各種子育て施策の展開を図ってまいりましたが、平成26年度末で計画期間が終了となりますことから、引き続き全ての子どもと子育て家庭への支援、青少年や若者に対する支援などを、総合的に推進するために策定したものでございます。

次に、計画の位置づけでございますが、千葉市新基本計画を上位計画とする個別部門計画として４つの計画を一体的なものとして策定したものでございます。まず、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられ、教育保育やさまざまな子ども子育ての支援について、量の見込み、提供体制の確保などを定める子ども・子育て支援事業計画、２つに子ども・若者育成支援推進法に基づき策定が努力義務となっております子ども、若者の育成支援について定める子ども・若者健全育成及び支援についての計画、３つ目に、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づきひとり親家庭の生活の安定と向上のための支援について定めますひとり親家庭自立支援計画、さらに、子どもの参画について普及啓発や推進体制の整備、施策の展開やモデル事業などについて定めますこどもの参画推進計画、これら４つの計画を一体的なものとして策定し、基本施策の１子ども・子育て支援を初めとする基本施策で構成しております。

計画期間は、平成27年度から31年度までの５年間としております。

次に、（２）進捗管理の方法でございますが、まず、第１章子ども・子育て支援における教育保育と地域子ども・子育て支援事業の提供について、また各章における新規拡充事業の各年度の実施内容、目標値に対する実施状況、加えて記載されております取り組み内容、これに対して評価してまいります。

続いて、（３）進捗状況の公表でございますが、本日、当分科会におきまして、計画における実施状況や評価についての報告、意見聴取をさせていただいた後に、市ホームページで公開する予定でございます。

最後に、（４）社会福祉審議会児童福祉専門分科会における報告についてですが、当プランは、再掲を含め198事業という非常に多くの事業を掲載しておりますので、全ての事業の進捗状況について御報告をさせていただくことは、時間的に難しい状況でございます。したがいまして、本日は、（２）

の進捗管理の方法に記載してございます評価項目のうち、子ども・子育て支援法に位置づけられております①の教育・保育の提供、②の地域子ども・子育て支援事業の提供、並びに③の新規・拡充の37事業の各年度の実施内容・目標値に対する状況につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、平成28年度の状況について御説明をいたします。別紙２千葉市こどもプラン平成28年度進捗状況の概要をご覧ください。

一番上、網かけの部分になりますが、左から基本施策、主な取組内容、平成28年度の実施状況と評価を記載してございます。主な取組内容の一番上、教育・保育の提供及び、次の地域子ども・子育て支援事業の提供の２項目につきましては、後ほど別の資料で御説明させていただきます。この２項目を除いた新規拡充事業の状況について申し上げます。

基本施策の１子ども・子育て支援の主な取組内容の３、認定こども園の普及促進から、一番下、基本施策11社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援の主な取組内容の３子どもの貧困対策までの37事業につきまして、４段階で評価してございます。評価基準につきましては、一番下の欄外の部分をご覧ください。進捗状況の４段階評価の基準を記載してございます。各評価は、前倒しの実施など、計画以上の成果のあったものをＡ評価、おおむね計画どおり実施したものをＢ評価、おくれなど計画どおり実施できなかったものをＣ評価、休止・中止など、未実施のものをＤ評価としております。また、中間期間の途中で事業が予定され、当該年度に評価対象のないものをーとしております。

全体の評価の概要でございますが、左の一番下、合計欄をご覧ください。新規拡充事業37事業のうち、約７割の27事業がＢ評価、つまりおおむね計画どおりの進捗となっております。このほか、計画どおり実施できなかったＣ評価、または未実施などのＤ評価の事業が８事業、評価対象としない事業が２事業となっております。本日は、このうちＣとＤの評価の事業について御説明いたします。なお、取組内容に対する評価につきましては、表の右のとおり未実施が１事業となっております。

それでは、新規拡充事業の進捗状況について御説明をいたします。別紙３千葉市こどもプラン新規拡充事業の進捗状況をご覧ください。まず、表の見方でございます。左から別紙３における事業の通し番号、次に本プランにお

ける基本施策ナンバー及び基本施策名、次に新規拡充事業の該当事業と所管課、続けてプラン策定時でございます平成26年度時点での状況、そして実施内容といたしまして、計画策定時に定めた平成28年度の目標値とそれに対する評価及び実施内容を記載してございます。また、当該事業に関連する数値実績につきまして、参考値の欄に記載してございます。

それでは、一番上の幼保小連携に関する協議の場の設置を例にして御説明をいたします。表の真ん中、計画策定当初に定めた取組内容・目標値の欄になりますが、平成28年度の取組内容・目標値として継続実施としておりました。これに対し、今年度の実施内容に記載しておりますとおり、千葉市幼保小連携・接続検討会議における具体的施策の検討、千葉市幼保小連携・接続実態調査の実施、また、千葉市幼児教育シンポジウムを開催したことからＢ評価、おおむね計画どおりの評価としております。

それでは、ＣとＤの評価の事業について御説明いたします。一番左、通し番号７、基本施策１子ども・子育て支援の障害児保育・特別支援教育に関する協議の場の設置でございます。こちらは、平成27年度に検討会議を設置し、平成28年度は継続実施となっておりましたが、教育委員会におきまして、特別な支援を要する子どもにかかわる関係機関等のネットワーク構築、相談支援体制等を検討するため、平成27年度２月に特別支援連携会議が設置され、そちらに参画することとして設置を中止したため、Ｄ評価としております。

次に、その２つ下、ナンバー９、夜間保育事業でございます。認可施設において午後10時まで実施するものでございますが、目標値２カ所に対して22時までの延長保育を実施する代替施設が３カ所ございますが、夜間保育事業としての実績がないことから、Ｄ評価としております。

続いて、一番下、ナンバー11、基本施策３こどもの社会参画の推進の、こどものまちＣＢＴでございます。平成28年度から緑区においても開催されておりますが、花見川区での開催が休止となっていることから、昨年度と同様の４区での開催となりましたので、Ｃ評価としております。

次のページ、裏面になりますが、中段のナンバー18、基本施策４子ども・若者の健全育成の子ども・若者モニター事業でございます。平成28年度は実施内容の検討としておりましたが、検討した結果、単独事業として実施しないこととし、所管課のイベント開催時の若者からの意見聴取、それから他課

が既に行っている意見聴取の取り組みを若者に周知することで対応することとで対応することとしたため、Ｃ評価としております。

次に、一番下ナンバー24、基本施策６子ども・若者の居場所づくりの、子どもの居場所に関する方針策定でございますが、子どもルームが６年生まで拡大したことや放課後子ども教室の開催のほか、本年度から両事業の一体化事業がモデル事業としてスタートし、今後、放課後子どもプランの策定が検討されていることから、同プランの策定過程の中で検討していくこととしたことから、Ｄ評価としております。

次に、１枚おめくりいただきまして、ナンバー29、基本施策８児童虐待防止対策の充実の、養成指導者による心理教育プログラムの市民向け講座実施でございます。プログラム実施予定団体の都合により講座の開催を１年先送りとして、平成29年度に実施予定としたことから、Ｃ評価としております。

次に、ナンバー32、基本施策９社会的養護体制の充実のファミリーホームの増設でございます。開設要件を満たした事業者がいなかったことから、増設がなく、Ｃ評価としておりますが、平成29年度に向け関係規定を整備し、事業者と調整をしているところでございます。

次に、その下ナンバー33、児童養護施設の小規模化でございます。平成28年度は開設に向けて関係機関との調整を図り、29年度に地域小規模児童養護施設を３カ所開設予定でございます。平成28年度の実績といたしましては39％と、目標値の57％に達しておりませんので、Ｃ評価といたしております。

以上が、新規拡充事業の実施状況でございます。

続きまして、教育・保育の提供及び地域子ども・子育て支援事業の提供について御説明をいたします。

別紙４教育・保育の提供をご覧ください。こちらと、次に御説明いたします地域子ども・子育て支援事業の提供につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく事業計画として、子ども子育て支援施策の計画的な提供体制の確保を図るため定めたものでございます。

初めに、教育・保育の提供として、保育所の整備や私立幼稚園の認定こども園への移行、認可外保育施設の認可化などの状況を御説明いたします。まず、表の見方でございますが、大きく左と右に表が分かれております。一番上、網かけの部分でございますが、左側の表に計画策定当初の見込みを、右

に実施状況、確保内容を記載してございます。

まず、左側、計画策定当初の見込みでございますが、左から３つ目、量の見込みの欄には平成25年度に実施いたしましたニーズ調査の結果を踏まえ、各年度の認定区分に応じた４月１日時点の量の見込みを人数で示しております。これは、例えば現在は就労していない保護者が、今後希望どおりに就労した場合に生じます潜在的な需要も含んだものとなっております。これに対しまして、次の確保方策の欄には、量の見込みに対した教育保育を提供するための受け皿を確保するために必要な各年度の４月１日の認定区分に応じた施設等の定員数を示しております。こちらにつきましては、新制度に基づく事業計画としてプランの本編第１章に記載しているものでございます。

次に、この計画数値に対して受け皿をどう確保したのかを右の表に実施状況として記載してございます。28年度の実施状況でございますが、平成29年４月１日に向けた整備実績となりますので、表の中央網かけ部分、29年度の実施状況の欄をご覧ください。最初の網かけ部分に記載してございますのが、４月１日時点での各認定区分における確保量、その右、２つ目の網かけ部分にどのような整備内容により受け皿を確保したのかを記載してございます。確保内容の内訳でございますが、私立幼稚園の認定こども園への移行が12園、その右、認可外保育施設の認可化により保育所が６園、小規模保育事業で６園、次に、保育所の定員増が１園、その他定員増が７園、その右、事業所内保育事業における地域枠の設定が３園、そのほか新設などにより、合計で51園で1025人分の整備を実施いたしました。表の網かけの間、見込みと実績の差という欄がございますが、目標としておりました確保方策に対しまして、実際の定員数で計358人分足りていないという結果となっております。主な理由といたしましては、保育士不足や物件の確保が困難であることなどにより、整備事業者を予定どおりに確保できなかったことが原因と考えられておりますことから、地代が高く整備が進まない需要の高い地域に対し、新たに開設前の家賃料補助を行い、保育所等の設置を促進するほか、募集回数を増やすなど工夫しながら、引き続き施設整備を推進してまいります。

なお、待機児童解消に向けた緊急アクションプランを策定し、今年度は当初の整備計画を大幅に上乗せした1688人分の受け皿確保を目指していると

ころでございます。

次に、１枚おめくりいただきまして、別紙５地域子ども・子育て支援事業の提供をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業でございますが、13事業ございまして、時間の都合もございますことから、主な事業として左上①、放課後児童クラブについて御説明をさせていただきます。表のつくりや数値の内容は異なりますが、量の見込み、確保方策についての考え方は先ほどの教育・保育の提供と同様でございます。

一番上、平成28年度の欄をご覧ください。この事業は千葉市では子どもルームと呼んでおりますが、平成28年度の実施内容は小学校５年生まで拡大するため、高学年ルームを新たに９カ所開設し、34カ所に、低学年、高学年合わせて157カ所を開設しております。また、欄の一番下、全市欄に記載しておりますとおり、低学年で当初見込み7058人に対し、その右、実績欄7427人を受け入れ、369人多く受け入れをしているところでございます。なお、高学年では2118人の見込みに対し、1369人を受け入れ、749人少ない受け入れとなっております。この事業計画に基づき整備を進めているところでございますが、本日、資料はございませんが、計画上は順調に進んでいる低学年ルームにつきましても、待機児童が急増し、今後も増加が見込まれますことから、平成28年度から３年間で29カ所の整備を実施し、約1220人分の受け入れ枠を拡大する緊急対策につきましても、あわせて実施しているところでございます。このほかの事業につきましても、受け入れ枠の不足などにより、量の見込み、確保策の見込みに見合った実績が上げられていない事業が多数ございますので、残りの計画期間につきまして、引き続き、事業の拡充に努めてまいります。

なお、各取り組み内容に対する評価につきましては、別紙６に整理しております。

今回の内容につきましては、本日、委員の皆様に御意見をいただいた後に、市ホームページにおいて公開をしていく予定でございます。各取り組み項目に対する評価につきましては、時間の関係で本日説明はできませんが、会議後におきましても、御意見等ございましたら、配付してございます御意見用紙等によりまして、ファクスやメールにて御提出していただければと存じま

す。

続きまして、別紙７「千葉市こどもプラン」の中間見直しについてをご覧ください。Ａ４のものでございます。このこどもプランでございますが、平成27年４月にスタートし、本年度で中間年度を迎えております。

１、概要に記載してございますが、千葉市こどもプランにつきましては、毎年度、目標事業量や取り組み内容を点検、評価するとともに計画中間年度を目途に必要に応じて見直しを行うこととしております。今年度は計画の中間年度に当たることにより、目標事業量や取り組み内容につきまして、見直しの必要性を検討させていただければと考えております。

次に、２、プラン見直しの考え方の案でございますが、（１）第１章の子ども・子育て支援事業計画につきましては、策定義務のある計画でございまして、中間見直しにつきましても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針に基づき、内閣府より中間見直しに係る作業の手引きが示されております。中間見直しの検討に当たっては、作業の手引きに準拠するほか、中段下の表の見直し基準をもとに、見直しの必要性を検討いたします。また、（２）第２章以降の子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画、こどもの参画推進計画につきましては、策定が努力義務または任意の計画でございまして、第１章と同じく中段下の表の見直し基準をもとにその必要性を検討いたします。見直しの基準でございますが、表に記載のとおり、第３次実施計画など、他の計画との整合性を図る必要がある場合、また、制度改正があった場合、事業ごとの国等の通知などに基づいて見直しが必要となる場合、基本的には見直しを、また、④の社会・経済情勢の変化や人口推計の見直しなどが実施された場合には、必要に応じて見直しを検討してまいります。

最後に、今後の予定でございますが、本日、当分科会におきまして、中間見直しの基準につきまして御意見を聴取させていただいた後に、11月13日開催予定の子ども・子育て会議におきまして、第１章の子ども・子育て支援事業計画の部分についてのみ、中間見直しの案を意見聴取させていただきます。その後、年明け以降に当分科会及び子ども・子育て会議で中間見直し最終案の意見聴取を予定しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

御質問、御意見はございますでしょうか。いかがでしょうか。

夜間保育所のところがありましたけれども、あれは要するに需要がないという理解でよろしいでしょうか。

岡﨑課長：　幼保運営課でございます。ここに記載してございます夜間保育所なんですけれども、これは、午前11時から夜中の10時までを開設時間として認可を受けた保育所が正式な夜間保育所ということになります。これについては、実は千葉市内に１カ所もございませんし、事業者さんも、こういった保育所をやりたいという希望もなかなかないということで、現状ではないというところです。ただ、ニーズが全くないということではなくて、実はこれにかわる施設として通常の認可保育所で延長保育として、夜10時までやっているところが既存で３カ所ございます。さらに、そのうちの１カ所については、翌朝の６時まで、独自の預かり保育をやっているところがございます。今申し上げたのは認可の３カ所ですけれども、それ以外に、認可外で24時間やっているところもございまして、事実上、そういったところで補完をしているということで、急は要さないといいますか、そういった状況ということでございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定させていただきます。

議題　（３）教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について

中澤会長：　続きまして、議題（３）教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

岡﨑課長：　幼保運営課でございます。

本日、机上に配付させていただきました資料４教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証組織の設置について（案）をご覧ください。

それでは、まず経緯からですけれども、教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について、これは国からの平成28年３月31日付の通知なんですけれども、重大事故についての分析と必要な再発防止策を検討するための検証組織を自治体に設けることとされました。この背景について、もう少し御説明申し上げますと、実は平成26年９月に国で、事故の発生、あるいは再発防止のための検討会が設置されました。ここで重大事故の発生防止について検討されて、取りまとめが行われたわけなんですけれども、その提言の１つとして、地方自治体において検証を実施する組織を設置しなさいよということが盛り込まれ、これを受けて、国から今申し上げた通知が発っせられたということになります。ただ、これは法定で設置が義務とされたわけではなく、あくまでも自治体の設置の努力義務とされております。この通知を受けまして、本市においても他の政令市の状況等を見ながら設置について検討をしていたところなんですけれども、この通知以後、近隣の政令市での設置も進んできたということと、あとは昨年９月に千葉県君津市の認可外で、午睡中の児童が亡くなる事件があったこと、また記憶に新しいんですけれども、今年の８月、さいたま市で、プールで児童が亡くなるという事故もあったと。そういったこともあって、本市においても、結論から申し上げると、来年４月を目途にこの検証委員会を設置したいと考えております。

ペーパーの２､国通知における検証組織の概要についてなんですけれども、まず組織としては外部の委員で構成する検証委員会を設置して、死亡事故等の重大事故を検証することとなります。対象の施設といたしましては、ここに記載のとおり認可保育施設、それから認可外の保育施設、それから子どもルームを初めとした地域子ども・子育て支援事業、こういったところが対象となります。次に委員の構成なんですけれども、記載の例のとおり、有識者を想定しています。また、（４）報告等ですけれども、委員会で検証した結果につきましては、提言として市長に報告して、その報告を踏まえて、市として関係機関に指導を行うというような中身になっております。

それでは、これを受けて本市として具体的にどのような委員会を組織するかということなんですけれども、一番最後の参考のところをご覧いただきたいんですけれども、既に設置済みの政令市の状況について記載してございます。これを見ると、ほとんどが社会福祉審議会の中に設置しているところでございます。こういったところを踏まえて、本市においても設置するに当たっては、当社会福祉審議会の児童福祉専門分科会の下部組織として位置づけて設置をしたいと考えております。設置時期といたしましては、冒頭申し上げたとおり、平成30年４月に向けて設置をしていきたいと考えております。また、具体的なメンバー等については、今後検討していくこととしておりまして、本日は、この組織を当分科会の下部組織として設置するという案について御審議をいただきまして、御了承いただきたいと考えております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

御意見、御質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

このような組織が必要だということは、皆さんも恐らく合意なさってくださると思いますので。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり決定させていただきます。

報告事項（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について

中澤会長：　次の議題（４）里親認定の適否については、非公開となりますので、順番を変更させていただきまして、先に、報告事項（１）千葉市こども未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）について、事務局から説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども家庭支援課でございます。

報告事項（１）千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～につきまして御説明させていただきます。

この計画につきましては、昨年度の児童福祉専門分科会で２回にわたり、

２名の臨時委員の方を加え御審議いただきまして、どうもありがとうございました。頂戴いたしました御意見等を参考にさせていただきまして、今年の３月末に計画を策定いたしました。当初は、３月に開催されました当分科会において御報告する予定でおりましたが、スケジュールが若干遅れた関係でそれには間に合わず、まことに申しわけございませんでした。今回は、大分時間がたってしまいましたが、策定後初めての分科会でございますので、計画の概要につきまして御報告させていただきたいと存じます。なお、２名の臨時委員の方に対しましては、別途個別にお礼と御報告を申し上げておりますことを申し添えます。

それでは、資料２をお願いいたします。お手元に計画の本編と概要版をお配りしてございますが、本日は時間の関係もございますので、恐縮ですが、概要版により御説明させていただきたいと思います。

まず、１ページ目の上段、計画策定の背景・趣旨についてでございます。全国の子どもの約６人に１人、ひとり親家庭においては約２人に１人が相対的貧困の状況にあることなどから、このような子どもたちが健やかに育成される環境の整備や教育の機会均等を図ることなどを目的といたしまして、平成26年に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行され、同年に大綱も策定されました。なお、この６人に１人というのは、計画策定時のものでございまして、今年の６月に発表されました2016年国民生活基礎調査の結果では、子どもの貧困率は13.9％、約７人に１人となっておりまして、若干ではありますが、改善している状況でございます。

本市においては、生活保護や児童扶養手当などの支援制度を利用している世帯の児童数は約１万3000人、13人に１人となっていますが、このほかにも、これらの制度を利用していないものの、厳しい環境にある子どもたちが多くいることが推測されます。このような背景を踏まえまして、本市における子どもの貧困対策に関する基本理念や目標を定め、施策を体系的に整理し、総合的に推進していくため、計画を策定した次第でございます。

次に、中段の計画の位置づけ・対象・期間についてですが、本計画は、法律や大綱の趣旨を踏まえ、千葉市新基本計画の一部として、また千葉市こどもプランなどの個別計画における課題や背景、考え方、各種施策を基本として策定しております。また、計画の対象はおおむね20代前半までの者で、経

済的な理由により教育機会が均等となっていない状況や心身ともに健やかに育成される環境が保障されていない状況にある子ども、若者とその家庭、またはそのような状況に陥るリスク要因がある子ども、若者とその家庭といたしまして、計画期間は平成29年度から33年度までの５カ年としております。

下段の枠の中には、子どもの貧困に関する説明を記載しておりまして、わかりやすくごく簡単に御説明させていただくと、相対的貧困の状況にある子どもというのは、ほぼ平均的な手取り収入の半分、約122万円以下の所得で生活する17歳以下の子どもの状態を示しているものでございます。

続いて、ページをおめくりいただきまして、見開きの左側のページをお願いいたします。千葉市の現状ですが、本計画の策定に当たり生活保護や児童扶養手当、就学援助といった支援制度を利用している保護者と児童に対するアンケート、それと児童養護施設の利用児童や職員などの当事者、支援者などへのヒアリングを実施いたしました。そこから見えてきた課題といたしまして、まず１つ目の丸ですが、支援制度を利用している児童は、塾代等にかける費用や学校以外での学習時間が全児童の平均よりも相当に低い状況にあります。また、２つ目の丸ですが、将来の夢や目標を持つ割合が相対的に低く、経済的事情や子どもの学力から、少なくない保護者や子ども自身が大学等の進学を希望しながらも､現実的には諦めているような状況がございます。また、３つ目、４つ目の丸ですが、当事者や支援者へのヒアリングでは、主なものとして、困難な状況にある児童や家庭の社会的な孤立を防ぐため、さまざまな制度の支援者の意識や資質の向上、民間団体や当事者団体を含めた連携の必要性のほか、経済的な問題だけでなく、児童虐待等幾つかの問題が重なり、それを助けてくれる人が周りにいないときに、家庭が困難に陥りやすい状況になり、その結果として、子どもには生活習慣の乱れや将来のビジョンが描きにくくなるような課題が生じるなどといった御意見、御指摘をいただきました。

次に、右側のページをお願いいたします。上部の黄色い枠の部分でございますが、この計画の基本理念として、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会」、「全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会」の実現を掲げております。そして、その下に４つの基本目標を記載してございます。まず、教育の支援ですが、家庭の経済

状況にかかわらず、子どもの教育機会の均等化を図るための取り組みを推進することとしております。次に、生活の支援ですが、子どもたちが健全に育成され、深刻な状況に陥ることのないよう、保護者とともに安定した毎日を過ごせる環境を整えるための支援を推進することとしております。次に、保護者の就労・経済的支援ですが、保護者の学び直しや就労支援などとともに、世帯の生活の支援を下支えするためのセーフティーネット機能の強化を推進することとしております。最後に、連携体制等ですが、幅広い分野の施策を総合的に推進するため、庁内だけでなく民間団体や当事者団体等との連携を推進するとともに、子どもの貧困を重要な課題として認識し、社会全体で子どもの支援を図るための取り組みなどを推進することとしております。

続いて、中段の数値目標です。昨年度に御説明した際には、２つ目の進学率だけでございましたが、その後、進学率といういわば結果の数値だけではなくて、そこに至る取り組みについても留意すべきとの考えから、学校の授業以外での１日当たりの勉強時間も追加いたしました。二重線で囲っている部分ですが、支援制度の対象児童は、小学６年生で１時間以上の割合が34.5%、中学３年生で２時間以上の割合が20.3%となっておりまして、これをそれぞれ全児童の平均の60.2%と37.4%に近づけるというものです。

次に、進学率についてですが、これに関しましても、昨年度の説明では生活保護世帯や児童養護施設等の児童の本市の状況につきまして、同じ境遇の児童の全国実績を上回ることを目指すとしておりましたが、生活保護世帯等の児童を含めた全児童の平均と比較して、その差を縮めていくことが重要ではないかとの考えから、そのように目標設定を修正いたしました。二重線で囲っている部分ですが、１つ目の高等学校等進学率について、生活保護世帯児童が88.9%、児童養護施設等児童が93.8%となっておりまして、これをそれぞれ全児童の平均の99.1%に近づけるというものです。２つ目は、高校卒業後進学率について、生活保護世帯児童が33.3%、児童養護施設等児童が18.2%となっておりまして、これをそれぞれ全児童の平均の84.5%に近づけるというものです。３つ目は、高校卒業後の進学率と就職率を合わせた割合について、生活保護世帯児童が76.5%、児童養護施設等児童が90.9%となっており、これをそれぞれ100%に近づけるというものでございます。

ページをおめくりいただいて最後のページでございますが、こちらにはこ

の計画の体系図といたしまして、先ほど御説明した４つの基本目標のもとに位置づけている全事業を記載しております。事業数は従前から実施している貧困状態にある子どもを対象に含む事業のほか、計画期間中に実施する８つの新規事業を含め全部で101事業となっております。

本計画の概要につきましては以上でございますが、計画の進行管理に当たっては進捗状況を確認するため、毎年度、庁内各課の計画事業の取り組み状況を調査し、公表することとしておりまして、その内容につきまして、この児童福祉専門分科会で御報告してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

御意見、御質問などございますでしょうか。

中溝委員：　中溝でございます。

大学進学への支援というところで、２つ制度がございまして、母子父子寡婦福祉資金貸付事業というものと、児童養護施設措置費の中に大学進学等自立生活支度費の２つの事業があるというふうに伺ったんですけれども、これはちなみにお子さん１人当たり、１年間で幾らぐらい支給されるものなのでしょうか。

三枝補佐：　まず、母子の資金につきましては、大学が私立、公立で違ってまいりますけれども、必要な額についてはほぼ賄っている形で、貸し付ける形をとらせてもらっております。私学ですと、若干足が出てしまうところがありますけれども。それから、自立支援の支度金につきましては、１度限りということになるんですけれども、正確な数字は今持ってきていないんですが、年間20万から30万円と記憶しておりますけれども、こういった額を賄わせていただいております。また、このほかに、ちょっと記載はないんですけれども、例えば民間の財団さんと協定を結びまして、奨学金を支給するとか、こういった制度も含めて対応を図っているところでございます。

中溝委員：　ありがとうございます。その上で意見なんですけれども、やっぱり施設出身の子たちが大学に進学するのはすごくハードルが高くて、衣食住のお金と大学に払うお金と、そして大学を続けていくに当たっての、生活費以外での学業に専念するための教科書を買うだとか、学用品を買うだとかという細々

なお金がどうしても必要で、やはりすごくお金がかかるんです。どうしても、やっぱり子どもたちが行きたいと言っても、寮があるところとか、施設出身の子は学費が免除になるところと、本当に狭い枠と奨学金を組み合わせて行っているというのが現状です。まず経済的な問題だけではないとはいえ、やはりここはとっても大きなハードルだと思いますので、少しでもこういった子どもたちにもチャンスがめぐってくるような基金なり、何かをつくっていただけたらいいなと思っております。

これは、施設に入っていると逆に得だなという声もありまして、何とかぎりぎり家庭に帰ってきた、でもそこでやっぱり家庭の貧困もあり、虐待に近い環境もありという、中間的なグレーゾーンの家庭の子どもたちも、またすごく進学できない、親の言うとおりにしないとお金を出してもらえないだとか、すごく苦しんでいる状況もあるんです。ですから、施設にいるから使えるとかというよりは、もうちょっと平等に子どもたちがチャンスを生かせるような制度にしていただけるとよりよいのかなと思いました。

以上です。

小野委員：　この学生の支援に関しては、先日、文部科学省から給付奨学金の概要というのが新しく出まして、成績基準（評定平均値3.5以上）が取り払われたと。今日、私も本会のほうにお渡ししようと思って持ってきたので、そういうものを利用できるように……。

中溝委員：　それは里親さんだけじゃなくてですか。

小野委員：　いえ、違います。

中溝委員：　あるんですね。ちなみに幾らぐらい出るんですか。

小野委員：　とりあえず一時金として24万円とか……。

中溝委員：　学費が難しいでよね。

小野委員：　月額を合わせてとか、いろいろありますので。

中溝委員：　いろいろ組み合わせないと進学は難しいですよね。でも、少しでもあるとね。ありがとうございます。

中澤会長：　ありがとうございます。貴重な情報です。

いかがでしょうか。ほかに何か御質問のある方。

今田委員：　児童養護施設に入っている子どもたちは、数多くの予防注射をしなきゃいけないんですけれども、公費のものに関しましては千葉市がちゃんと費用を

負担していただけますけれども、自費のワクチンというのが今でもあるんです。３歳を過ぎてしまった水痘、おたふく風邪、それから１歳を超えてしまった子のＢ型肝炎、この辺の本来ならばやったほうがいい予防注射を十分に接種していない状況で集団生活をしますと、感染症にかかってしまう可能性があります。自費で今行っているワクチンをそういう状況にある子どもたちに、できれば千葉市のほうで負担していただけると、子どもたちの健康と学習のために役に立つと思いますので、その辺の検討もよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

貴重な御意見が幾つか出てきたと思いますので、ぜひ可能ならば反映をさせていただければと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

報告事項（２）緑町保育所及び大森保育所の建替えについて

中澤会長：　それでは、続きまして、報告事項（２）緑町保育所及び大森保育所の建替えについて、事務局から説明をいただきます。

内山課長：　幼保支援課でございます。よろしくお願いいたします。

緑町保育所及び大森保育所の建替えについて御報告いたします。

資料３をお願いいたします。緑町保育所及び大森保育所の建替えにつきましては、昨年、当分科会において御審議いただいたものでございますが、その後の進捗について御報告を申し上げるものでございます。

初めに、緑町保育所及び大森保育所につきましては、木造で老朽化している保育所でございまして、平成24年７月に策定した公立保育所の施設改善に関する基本方針において、建替え対象とされたものでございます。仮設所舎の設置場所など、建替えの条件が整ったことによりまして、当分科会での審議を踏まえ、周辺地域の保育需要、費用対効果等を総合的に勘案し、民設民営の手法により建替えることとし、事業に着手をいたしました。

経緯・スケジュールでございますが、昨年５月に御審議いただいた後、公立保育所の民間移管に関する実施基準を整備・運営法人の対象に学校法人を

加える改正を行いまして、７月にはそれぞれの保育所の改築整備計画を策定いたしました。また、第１回目の保護者説明会を開催し、３月まで計４回開催したところでございます。８月には、平成27年４月に民間移管をいたしました寒川保育園の見学会を開催いたしまして、民間移管後の保育園の様子を両保育所の保護者に見学していただきました。10月には整備運営法人の募集を開始し、年が明けて２月に設置認可部会における選定審査を経て、緑町保育所は社会福祉法人弘恕会、大森保育所は社会福祉法人おゆみ野福祉会にそれぞれ決定をいたしました。法人の概要につきましては、裏面の参考１に記載してございますが、いずれの法人も、市内で認可保育園の十分な運営実績を有しておりまして､移管先としてふさわしい法人であると考えております。さらに、今年度に入りまして、５月には、整備・運営法人が運営している千葉聖心保育園とおゆみ野保育園の見学会を開催するとともに、６月からは保護者、整備・運営法人、市の３者による三者協議会をスタートさせ、移管後の保育園の保育内容、新園舎などについて協議をしているところでございます。次に、９月には千葉市議会平成29年第３回定例会において、仮設園舎の設置や新園舎の設置、民間移管に伴う住所変更及び保育所の廃止に係る保育所設置管理条例の改正を審議、議決いただいたところでございます。そして、今月から緑町保育所は緑町中学校、大森保育所は大森小学校の敷地内に仮設所舎の建設を始めるところでございます。建設に当たり、安全面などを学校と協議したほか、近隣自治会など、住民の方への説明を行ったところであります。来年４月には仮設所舎に移転するとともに、新しい園の園長予定者と主任予定者が両保育所の現状を把握するため、保育、行事、地域活動へ参加してもらう引き継ぎを開始いたします。平成30年度は既存の所舎の解体を行い、撤去後に新園舎の建設を行う予定でございます。また、30年12月からは共同保育を実施いたしまして、児童と整備運営法人の保育士のコミュニケーションや信頼関係の醸成を図るとともに、個々の児童の詳細な状況、１日の保育の流れ、クラス運営の状況などを把握することにより、平成31年４月の新設保育園への円滑な移管を図る予定でございます。

経緯・スケジュールは以上でございますが、今後も三者協議会において、子どもたちの安定した園生活の継続を第一に、保護者の不安の払拭、御意見への対応等を行っていく予定でございます。また、各工事の施工に当たりま

しては細心の注意を払い、保育士はもとより学校の児童生徒の安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後に、老朽化した木造保育所で建替え対象となっている小倉台保育所、千城台西保育所、小深保育所につきましても、今後、代替地、または仮設所舎の設置場所の確保など、準備が整ったところから建替えを実施していきたいと考えております。また、その際、保育所ごとに待機児童数、今後の保育事業、立地条件、費用対効果などを総合的に勘案いたしまして、民設民営化、公設公営、いずれかの整備運営手法につきまして適切に検討してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

御質問、御意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、御報告をいただいたということにいたします。

議題　（４）里親認定の適否について【非公開】
報告事項（３）里親の辞退について【非公開】
その他

中澤会長：　続きまして次第の４、その他ですが、事務局から御連絡等ございますでしょうか。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。本日は、長時間にわたり御審議いただきまして、まことにありがとうございます。

次回の開催予定でございますが、次回は年明けを予定しております。日程につきましては、改めて調整し決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは最後に、委員の方から御質問、御意見などございましたら、お願いいたします。

先ほど、今田委員からおたふく風邪とか、注射等の件がありましたけれども、個人的な話ではあるんですが、私たちの大学にも施設から入ってくる学

生もいるんですが、そういう学生は、やはり施設で働きたいとか、子どもたちの仕事につきたいとか結構あるんです。そうすると、やはり施設で実習をしたりするときに、予防接種等をちゃんとしていないと受け入れいてもらえないことがあるんです。やっぱり全部つながってくると思うんですけれども、そういう学生たちがそういう仕事につきたい、大学に行きたい、短大に行きたいというときに、一番基本のところでそういうことがきちんとできていないと、つらい思いをすることになるなという思いがあります。非常に大切なお話が今日たくさん聞けたと思いますので、ぜひとも御対応いただければなと思いました。これは私の個人的な感想です。申しわけないです。

では、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、予定していた議題等は以上で終了となります。皆様のおかげをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

髙木補佐：　それでは、以上をもちまして平成29年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様方、本日はどうもありがとうございました。

以上